

移住・就業支援金の申請を予定されている東京圏から移住された方へ

世帯 **100** 万円、単身 **60** 万円 ※起業の場合最大 **300** 万円

# 移住・就業支援金

を申請される方は

**すぐに政策推進課にご相談ください。**

政策推進課：伊豆長岡庁舎 2 階 または **電話 055-948-1413**

※予算管理等の都合上、住民登録時点で申請見込みの方  
を確認させていただいております。

移住・就業支援金の申請を予定されている方は、  
転入後速やかにご連絡ください。



## 移住・就業支援金の対象

次の①～③いずれも該当する方が対象となります。

- ① 次のいずれかの方
  - ・直近 5 年以上東京 23 区の在住者
  - ・直近 5 年以上、東京圏\*1(条件不利地域を除く)に在住し、かつ、東京 23 区に通勤\*2していた方
- ② 移住・就業支援事業を実施する都道府県が、マッチングサイトに移住・就業支援金の対象として掲載する求人 to 新規就業した方又は静岡県の事業による起業支援金の交付決定を受けた方
  - ※1 東京圏 東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県
  - ※2 通勤 雇用者としての通勤にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。
- ③ 移住先に関する要件
  - ・平成 31 年 4 月 1 日以後に、移住したこと
  - ・支援金の申請が移住後 3 ヶ月以上 1 年以内であること
  - ・申請後 5 年以上継続して伊豆の国市へ居住する意思があること

移住・就業支援金に関するお問合せ先・連絡先はこちら ▶ **伊豆の国市政策推進課**

静岡県伊豆の国市長岡 340-1  
電話番号 055-948-1413